

2020年債権法改正後の錯誤に関する一考察

——東京地判令和5年8月8日を題材に——

岡田 愛

一 はじめに

本稿は、2020年債権法改正において明文化された、「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」(95条1項2号)について、東京地判令和5年8月8日(和解金等請求事件 Westlaw 文獻番号 2023WLJPCA08088010 以下、本判決という)を題材に、改正後の同条の適用の問題点を検討することを目的とする。本判決は、会社の実質的経営者が金銭を借り入れ自身の個人口座に振り込みがなされていたところ、後日、この金員は会社が借り受けたとして消費貸借契約を締結、さらに会社取締役(Y1)と債権者との間で今後分割払いをしていく旨の和解契約を締結し、その債務をY2が連帯保証したが、Y1、Y2とも当該金員が会社に対してではなく実質的経営者の口座に振り込まれているということを知らなかったとして、和解契約および保証契約の効力を争った事案である。

本件は地裁判決ではあるが、法制審議会での議論を経て明文化された動機の錯誤⁽¹⁾に関する事案であり、改正後の95条1項2号を適用しつつ、95条2項の表示要件について判断が示されている。また、和解契約の効力につい

(1) 2020年債権法改正により、95条1項1号の錯誤を表示行為の錯誤(表示錯誤)、2号を行為基礎事情の錯誤(事実錯誤)と表現し、2号の錯誤には動機の錯誤に加えて、内容の錯誤を含めると解する立場もある(内田貴『民法I〔第5版〕総則』78頁(東京大学出版会 2025年)。また、動機の錯誤について、改正後は基礎事情の錯誤と表現する文献もあるが、法制審議会の議論において、従来の判例法理を変更するものではない旨説明されており、また本事案における錯誤の内容が従来の動機の錯誤であるため、本稿では、95条1項2号の錯誤について動機の錯誤と表現する。

でも争われており、今回争点にはならなかったものの、和解契約の錯誤も問題となりうる事案であったと考える。

以下、本判決を通じて、従来判例が示してきた「明示又は黙示の表示」という表示の有無の判断基準をうけて95条2項で明文化された「基礎とされていることが表示されていた」という表示要件、および和解と錯誤について、法制審議会でなされた議論を踏まえつつ、その適用のあり方を検討する。

二 東京地判令和5年8月8日（和解金等請求事件 Westlaw 文献番号 2023WLJPCA08088010）

【事実の概要】

債権者Xは、不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介及び管理業等を目的とする株式会社である。Y1は、令和3年12月22日まで株式会社a社の取締役であったが、令和2年1月10日から同年8月7日まで代表取締役であったBが、a社の実質的な経営者であった。

Xは、①令和3年2月にBとの間で500万円を貸し付けることを書面により合意し、B名義の口座に送金した。また、②XはBとの合意で、同年4月に350万円をB名義の口座に送金し、さらに③同月Bと、合同会社bへ350万円を貸し付ける合意をし、B名義の口座に送金した。また、④Xは、同年6月9日に同じくBとの間でa社に対し500万円を貸し付けることを合意し、Bは、Xに対し、当該a社の一切の債務を連帯保証する旨書面により約した。Xはその後350万円をa社名義の口座に送金した⁽²⁾。

なお、Bは、Xに対して上記④の借用を申し入れるに当たり、a社がc株式会社に対して車両を1800万円売却する旨の車両売買契約書（以下「本件売買契約書」という。）を持参して、Xに対し、合計1800万円が入金されるため、①～③の借入金も含めた全額を返済する旨述べたが、本件売買契約

(2) 残りの150万円が振り込まれたか否かは、資料からは不明である。

書は、BがY1とともに偽造したものであった。

上記④の2日後の6月11日に、X及びa社は、XがBらに貸し付けた前記①～④の合計金額1700万円に、その遅延損害金名目で150万円を加えた1850万円をa社がXから借り受けたこととし、その返済期限を同年12月31日とする旨の金銭消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という。）を締結した。

しかしその後も弁済がなされないままであり、Xは、Y1がBとともに本件売買契約書を偽造してa社の返済能力を偽ったとして、令和4年5月26日、Y1との間で、次の内容の和解契約（以下「本件和解契約」という。）を締結した。また、Y2は、同日、Xに対し、本件和解契約に基づくY1のXに対する債務を連帯保証する旨書面により約した（以下「本件保証契約」という。）。

ア Y1は、Xに対し、和解金として1850万円の支払義務があることを認め、これを、令和4年6月から1850万円に満つるまで、毎月末日限り、10万円ずつ分割して、X指定の預金口座に振り込む方法により支払う（本件和解契約2条1項、2項本文）。

イ Y1が、前記アの分割金の支払を2回以上怠り、その金額が20万円に達したときは、Y1は当然に期限の利益を喪失し、1850万円から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払う（同契約3条）。

ウ（以下略）。

しかし、Yらは上記和解契約に定める分割金の支払いを怠ったため、XがYらに対して和解金等の支払いを求めて訴えを提起したところ、Y1は、i) 本件和解契約は、Y1が本件売買契約書を偽造したことを理由に刑事告訴すると強迫されて締結したものであり取り消す旨、ii) 和解契約締結の協議の際に、X代表者らはa社に貸し付けた金額が500万円であることを告げず、a社がXから1850万円全額を詐取したものであるかのように説明したことなどを理由とする詐欺取消し、iii) X代表者らがY1に対して、Bとも本件

和解契約と同様の和解契約を締結しBに対しても弁済を求めると約束の上で本件和解契約を締結したにもかかわらず、Bとは和解契約を締結しなかったことを理由とする本件和解契約の解除、iv) 本件和解契約を協議する際に、a社に対する貸付金額を述べずに、a社に貸し付けた正確な金額を告知することなく本件和解契約を締結したことを理由とする公序良俗違反又は信義則違反に基づく和解契約の無効を、Y2は、錯誤を理由として本件保証契約を取り消す旨の意思表示を、それぞれXに対してした。

【判決要旨】 請求認容

Y1がXから強迫されて本件和解契約を締結したと主張した点について、X側代表者の言動によって^(ママ)畏怖していたとは認められないとして否定した。

また、Y1が、X代表者らは、Y1との本件和解契約締結に向けた協議において、a社がXから1850万円全額を詐取したものであるかのようにY1に説明したことなどから、X代表者らの言動を真実であると誤信して、本件和解契約を締結したと詐欺取消を主張した点について「本件消費貸借契約における旧債務であるXからの各借入金債務のうち、・・・X代表者は、Y1に対し、Bに貸し付けた金額は1850万円であると説明したものの、そのうちa社の口座に入金された金額は500万円である旨は説明しなかったと認められる。しかし、・・・貸付けの全てにBが関与していることに加え、a社がXとの間で上記の各貸付金合計1850万円の全てをa社が借り入れたこととして本件消費貸借契約を締結していることからすると、上記の各貸付金は、いずれもa社と無関係の借入れであったとは考え難い」などとして否定した。

さらに、XがBと本件和解契約と同様の和解契約を締結しなかったことは、本件和解契約の解除事由となるかについて、X代表者らがBとの間でも和解契約を締結することが、Y1とXとの間での和解契約上の債務となっていたわけではないとして、解除事由とはならないとした。

最後に、公序良俗違反又は信義則違反についても、X代表者らが、前記各

借入金のうち a 社の口座に入金されたものが 500 万円であるとの事実を Y1 に告げなかったことをもって、B と共謀して、Y1 に無関係の貸付金についても全額返済させるべく同人を欺いたとは認められず、他に X が B と共謀して Y1 を欺いたと認めるに足る証拠もないとして Y1 の主張を退けた。

また、Y2 が本件保証契約について錯誤を理由に取り消しを主張した点について、「Y2 は、X から Y1 又は a 社に対して 1850 万円が振り込まれたものと信じて、X との間で本件保証契約を締結したにもかかわらず、実際には、1850 万円のうち 500 万円しか Y1 と関係のある a 社に振り込まれなかったことをもって、本件保証契約に係る意思表示は錯誤によるものである旨主張するところ、かかる錯誤は、本件保証契約締結の基礎とした事情についてのその認識が真実に反するものであるから（民法 95 条 1 項 2 号）、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、当該錯誤を理由に本件保証契約に係る意思表示を取り消すことができる（同条 2 項）。

しかし、証拠・・・によれば、Y2 は、X 代表者らと面会し、又は連絡をとることなく、X との間で本件保証契約を締結したものと認められるが、同契約を締結するに際して、X 代表者らに対して、本件和解契約の和解金額の根拠や Y1 が X に対して同和解金を支払うべき実質的な理由について問いただした形跡は見当たらない。また、本件全証拠を精査しても、Y2 が、直接又は Y1 を通じて、Y1 又は a 会社が X から借り入れた金額が 1850 万円であることが本件保証契約を締結する前提である旨を、X 代表者らに示していたともうかがわれない。したがって、Y2 が、X から Y1 又は a 社に対して本件和解契約における和解金と同額の 1850 万円が振り込まれたという事情を本件保証契約締結の基礎として表示したとは認められない。」として、錯誤に基づき当該意思表示を取り消すことはできないと判示した。

三 検討

本件は、会社取締役である Y1 が、債権者 X に対する会社の債務について和解契約を締結し、また、Y2 は、Y1 の X に対する債務を連帯保証する旨書面により約したところ、当該会社債務はもともと会社の実質的経営者であった B との間で B の口座に入金されており、a 社に一部しか入金されていない不作為として、X との和解契約および当該和解契約に基づく債務の保証契約の効力が争われた事案である。

本件和解契約を締結した Y1 は、i) X 側の強迫によるものであったことを理由とする取消し、ii) a 社以外への貸付金も含まれているにもかかわらず、すべて会社債務であると欺罔されたことによる詐欺取消し、iii) 実質的経営者 B も和解契約の当事者となるはずであったのにそうではないことを理由とする解除、iv) 公序良俗又は信義則違反による無効、を主張したが、東京地裁はすべて認めず棄却した。

また、債権者 X と Y1 との間で締結された和解契約にもとづく Y1 の支払を連帯保証した Y2 について、Y2 は、「X から Y1 又は a 社に対して 1850 万円が振り込まれた」ことを保証契約締結の基礎としており、その基礎とした事情についてのその認識が真実に反するものであるから（民法 95 条 1 項 2 号）、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、当該錯誤を理由に本件保証契約に係る意思表示を取り消すことができるとして、95 条 1 項 2 号の錯誤に該当すると認めつつも、2 項の表示要件を満たさないとし、錯誤取消しの主張も認めなかった。

以下、まず本件保証契約について Y2 の錯誤取消しを認めなかった点について、明文化された表示要件の解釈について検討する。次に、本件和解契約の有効性について、私見によれば Y1 の和解の意思表示は動機の錯誤である旨の主張も可能であったとも考えられるため、本件和解契約を錯誤の観点から分析する。

1 「法律行為の基礎とした事情」と表示要件について

本判決では、Y2の意思表示について95条1項2号の錯誤に該当する、と判断したが、表示がなされていないことを理由としてY2の錯誤取消しの主張を認めなかった。そこで、95条1項2号の「基礎とした事情」の具体的内容や、どのような場合に表示要件を満たしたといえるのかについて検討する。

そもそも95条1項2号の錯誤についてのみ表示を要件としたのは、動機の錯誤については、その動機が表示された場合のみ錯誤を認めるというこれまでの判例法理を明文化したという経緯がある。すなわち、立法者は、目的物の性質の錯誤については当事者がそのリスクを負担すべきと解しており、動機の錯誤は要素の錯誤に含めない趣旨であった⁽³⁾。しかし、動機が明示又は黙示に表示されれば意思表示の内容になるとして、例外的に錯誤無効を認めるとする判決が示されて以降⁽⁴⁾、どのような場合に動機の錯誤が認められるか、またそもそも動機の錯誤と表示の錯誤とを区別をする必要があるのか

(3) 旧民法財産編309条2項「合意ノ縁由ノ錯誤ハ其錯誤ノミニテハ無効ノ原因ヲ成サス」として動機の錯誤は無効原因とならないとする一方、同310条1項で「物上ノ錯誤カ物ノ品質ニ存スルトキハ其錯誤ハ承諾ノ瑕疵ヲ成ス」、2項で「物ノ品格ニ存スル錯誤ハ承諾ノ瑕疵ヲ成サス」と定めており、性質の錯誤については意思表示の瑕疵を認める余地があった。しかしその後、民法主査会（明治27年3月2日第21回）にて、要素の錯誤に限って意思表示を無効とする以上は、縁由の錯誤を理由に意思表示が無効とならないことは明文をまたないとして309条2項を削除し、また310条1項2項についても、物の品質、数量又は価格などは当事者自ら責任をもって鑑定すべきであり、特に一定の品質を有する必要があるなら保証をする方法がある、自らの鑑定を誤ったことを理由として取引を無効とすることは不当であるとして削除した旨を説明している。日本近代立法資料叢書（13）『法典調査会民法主査会議事録速記録 民法第一議案 法典調査会民法決議案』647頁（商事法務 1988年）。

(4) 大判大3・12・15民録20・1101「清酒送荷事件」。抵当権設定契約において、債権者が目的不動産の価格を1500円と誤信し、抵当権を設定して清酒を送る契約を締結したところ、後日当該不動産が半値以下の700円の価値しかないことが判明した事案。債権者が錯誤無効を主張したのに対し、動機の錯誤も明示又は黙示に表示をすれば、意思表示の内容を組成するとして、これを認めた。他に、受胎した良馬だと誤信してなした馬の売買契約について買主の錯誤を認めた、大判大6・2・24民録23・284「受胎馬錯誤事件」がある。

という議論が展開されてきた。学説は主に、①相手方が、表意者が錯誤に陥っていることについて認識可能であるならば相手方保護の必要性がないので錯誤無効を認めるべきという価値判断に基づいて、表示の錯誤と動機の錯誤を区別せず、相手方からの認識可能性を基礎に錯誤を一元的にとらえる見解(一元論)⁽⁵⁾と、②動機の錯誤は原則として95条の要素の錯誤にあらず、例外的に、動機が相手方に表示されて意思表示(又は法律行為)の内容となっている場合には当該動機が法律行為の要素となり、錯誤無効の主張を認めるとする伝統的な二元的立場⁽⁶⁾、また、表意者の事実の認識が相手方との合意によって法律行為の内容となった場合に95条の適用を認めるとする立場⁽⁷⁾や、そもそも動機の錯誤は95条の錯誤に含まれず、条件、保証、前提などの他の法理で処理すべきとする立場⁽⁸⁾など、様々な解釈が示されてきた。

2020年債権法改正の法制審議会における議論⁽⁹⁾では、最後までこれらの学説の主張がぶつかり合い、十分な一致が見られない状態のまま、最終的に95条1項1号の意思欠缺錯誤と区別して、2号で「表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」と明文化された。その際に、従来の解釈の積み重ねを修正する意図は持っていないことが確認され⁽¹⁰⁾、2項で定められた表示要件とともに、今後の解釈に委ねられることになった。もっとも、「法律行為の基礎とした事情についてのその認識」について、平成元年の最高裁判例の事案⁽¹¹⁾を取り上げ、「法律行為の基礎とした

(5) 舟橋諄一「意思表示の錯誤－民法第95条の理論と判例」九州帝国大学法文学部『十周年記念論文集』627頁(岩波書店 1937年)、川島武宜『民法総則』289頁(有斐閣 1965年)、幾代通『現代法律学全集5 民法総則』273頁(青林書院新社 1969年)など。

(6) 我妻榮『新訂 民法総則(民法講義I)』295頁(岩波書店 1965年)。

(7) 山本敬三『民法講義I 総則』186頁以下(有斐閣 2011年)。

(8) 石田喜久夫編『現代民法講義I 民法総則』〔磯村保〕153頁(法律文化社 1985年)、高森八四郎『法律行為論の研究』243頁(関西大学出版部 1991年)。

(9) 議論の経緯については、拙稿「絵画の真筆性に関する錯誤再考」末川民事法研究9号57頁(2022年)参照。

(10) 法制審議会民法(債権関係)部会第96回議事録2-3頁 筒井発言。

(11) 最判平成1・9・14判タ718・75。協議離婚に伴い夫が妻に土地建物を財産分与したが、

事情についてのその認識」とは、平成元年の事案において税金がかからないということが該当するののか、それとも、税金がかからないという認識が該当するのかが質問がなされ、これに対して、税金がかからないということを基礎としていると考えること、また、2項の表示については、税金がかからないということを基礎としているということを表示する、という趣旨である旨説明がされている⁽¹²⁾。つまり、表意者が法律行為の基礎とした事情が真実に反しており、当該真実に反した事情を表意者が基礎として意思表示をしていることが表示されている場合に、錯誤が成立することになる。

そこで、どのような表示がなされれば、2項で定める「表示されていた」といえるかが次に問題となるが、この点についても議論がまとまらず、95条1項2号の錯誤の議論と同様に、これまでの判例の基準を明文化するという立法の趣旨を示すにとどまった⁽¹³⁾。

しかし、錯誤に基づいて意思表示をする際に、表意者は、当該事情は当然のことであると思っているがゆえにわざわざそれを確認しないのが一般的であり、「表意者が法律行為の基礎とした事情について」、「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されて」いることはむしろ珍しいといえる。そのため、表示が必要であるとしてきた判例においても「意思表示ノ縁由ニ属スヘキ事実ト雖モ表意者カ之ヲ以テ其内容ニ加フル意思ヲ明示又ハ黙示シタルトキハ意思表示ノ内容ヲ組成スル⁽¹⁴⁾」として、動機が「明示又は黙示に」相手方に表示された場合には、錯誤無効を主張できるとされてきた⁽¹⁵⁾。すなわち、明示的に表示されている場合は、動機が表示されたと判断できるが、

贈与者である自身に多額の税金がかかることを知らなかったことを理由として錯誤の主張をした事案。最高裁は、黙示的に自己の課税されないことを当然の前提とし、かつ、その旨を黙示的に表示していたとした。

- (12) 法制審議会民法（債権関係）部会第96回議事録7-8頁 脇村関係官発言。また、山本（敬）幹事も同意している。
- (13) 前掲注(12)2頁。
- (14) 大判大3・12・15民録20・1101「清酒送荷事件」。
- (15) 伝統的な二元説の立場より、我妻榮『新訂 民法総則（民法講義1）』297頁（岩波書店 1965年）。

意思表示の際に当然のことであると思っていたがゆえに、特にこれとって明示的に表示していないような事情に基づいて意思表示をしていたと考えられる場合については、黙示に表示されていた、と解釈して錯誤の主張を認めてきた。このことを踏まえ、前述の法制審議会の議論において、「表示」は、「その規範的な評価を通して、表意者が自らリスクを負担するべきところの単なる一方的な動機の錯誤にとどまらず、それと区別されてリスクの転嫁を正当化できるようなものをくり出し、それにつき錯誤無効を認めるという作業がここで行われてきたのではないか⁽¹⁶⁾」との指摘や、「表示したときではなく、されていたという受身表現になっているのは、表示したという主体的な行為だけではなくて、もう少し客観的に表示されていたと認定できるというようなニュアンスを含めようとしたのだろう⁽¹⁷⁾」との発言もあり、単なる表示ではなく、当該状況を客観的にとらえて解釈によって表示の有無を判断すべきだとする意見が示されていた。

95条2項の表示要件は、従来判例法理で示されてきた、動機が明示又は黙示に表示されていた場合は法律行為（又は意思表示）の内容となる、という基準を明文化することを目的として設けられたが、このような経緯の下で明文化された表示要件について、本判決が表示要件を満たさないとした判断について、以下妥当性を検討する。

2 本件保証契約における動機の錯誤の「基礎とした事情」と「表示」について

本件事案における Y2 は、「X から Y1 又は a 社に対して 1850 万円が振り込まれたものと信じて、X との間で本件保証契約を締結したにもかかわらず、実際には、1850 万円のうち 500 万円しか Y1 と関係のある a 社に振り込まれなかった」ことが、「本件保証契約締結の基礎とした事情についてのその認

(16) 法制審議会民法（債権関係）部会第 96 回議事録 5-6 頁 鹿野発言。

(17) 法制審議会民法（債権関係）部会第 96 回議事録 8 頁 内田発言。

識が真実に反するものである」として、95条1項2号の錯誤に該当すると判示された。95条1項2号の「法律行為の基礎とした事情」は、当該法律行為の内容に限定されるものではなく、その基礎となる事実を含むことが示されている⁽¹⁸⁾。したがって、本件保証契約そのものの内容ではないが、Y1又はa社に全額が振り込まれたという事情を基礎として判断、錯誤に該当する点について（XY1間の本件消費貸借契約を有効と解するのであれば）異論はない⁽¹⁹⁾。

他方で、2項で定める表示要件を満たさないとした点については問題があると考えられる。特に今回は、主たる債務者の立場であるY1自身もa社の債務を弁済するための和解契約であると誤信しており、X側から情報が与えられない限り、Y2が、実質的経営者であるBの口座に対して振り込みがなされていることを知る可能性はなかったと考えられる。a社に対する貸付であることを当然の前提としていた以上、それを明示的に表示することは通常はない。他方で、債権者であるXは、1850万円のうち500万円しかa社に振り込んでいないことを熟知しており、Y1やY2がa社のXに対する債務であるとの認識で和解や保証契約を締結しているであろうことは十分認識していたはずであり、むしろ弁済能力のないであろうa社やBに代わってY1、Y2から回収をする意図があったのではないかとも思える。そのような状況を規範的に解釈すれば、従来判例法理でいう「黙示の表示」があったと判断することも十分可能であったと考える。それにもかかわらず、本判決では、保証契約締結に際して和解金を支払うべき実質的な理由について問いただしていなかったこと、またY1又はa社がXから借り入れた金額が1850万円

(18) 前掲注(11)。最判平成1・9・14判タ718・75の事案において、当事者間の契約は財産分与であるが、その契約内容以外の事情である贈与税がかからないという事実について、「法律行為の基礎とした事情」に該当する旨議論されている。

(19) 保証の目的たる主たる債務の一部が準消費貸借契約によって成立した場合、主たる債務者に対し現実に全額について金銭の授受があるものと保証人が信じたとしても、それは単なる縁由動機に過ぎず、保証契約に影響はなく有効と判断した事案として、大阪高判昭35・7・14金法251号5頁。

あるということが保証契約の前提であることを示していなかったことを理由に、表示がなされていないと判示しており、非常に単純な認定をしていると言わざるを得ない。前述のとおり、「表示」については、規範的に解釈すべきとの指摘や、「表示されていた」と受身表現をとることで状況を客観的に判断する趣旨が示されているとする見解が述べられるなど、明文化の過程で議論された表示の意義を踏まえるべきであり、明示的な表示のみを検討した本判決の解釈には問題があると考ええる。

なお、後述のとおり、本件は準消費貸借契約ではなく、消費貸借契約をXとa社間で締結しているため、a社がXから500万円しか受領していない以上当該消費貸借契約は金銭を受領していない分について一部無効であると解釈することも可能であったのではないかと考えられる。そうであるとすれば、Y2は、Y1がXに対して弁済の義務があるという事実を保証契約の基礎とした事情としていたが、そもそもY1が締結した和解契約は一部無効であり、その点についての動機の錯誤があったということになる。他方で、本判決のように明示的な表示によって表示の有無を判断するのであれば、Y2は和解契約自体が有効であることを当然の前提としている以上有効であるということを表示することはないのであるが一般的であり、錯誤の成立要件を満たさないことになってしまうと考えられる。しかし、保証債務は主たる債務が存在することを当然の前提としており、それを債権者に対して表示をする必要などないはずである。Y2の錯誤は動機の錯誤に該当するが、仮にそもそもXとa社の消費貸借契約が一部無効であり、1350万円についてXがa社の債権者ではない場合は、当該部分の保証契約も当然無効となるといえるが、これは後述する高森説の主張する「法定前提」に該当すると考える。

3 和解と錯誤について

次に、Y2の保証契約の前提であるXとY1との本件和解契約の効力について検討する。

Y1は、本件和解契約について、詐欺又は強迫を理由とする取消し、解除、公序良俗又は信義則違反を理由とする無効を主張したが、XがY1を欺こうとしていたり、Bと共謀していたりした事実があったとは認められないとしていずれも否定された。

仮に、今回これらの主張に加えて、Y1が本件和解契約について錯誤を主張していたならば、どのように判断するべきであろうか。すなわち、Y1の和解契約に基づく債務を保証したY2について、結論としては表示要件を満たさないとして錯誤の成立を否定したものの、錯誤に該当することは認めており、そうであるならば、Y1についてもa社に入金されていないという事実を認識していなかったことを理由に95条1項2号の適用があるのではないか問題となり得たと考える。

そもそも和解には確定効がある旨定められており（696条）、錯誤の主張が認められるかがまず論点となるが、和解契約も契約である以上、意思表示の一般法理に従い95条を適用するのが判例、通説の立場である²⁰。そこで、いかなる場合に、和解したにもかかわらず錯誤の主張が認められるのか、いわゆる和解と錯誤の論点がある。

この点、2020年債権法改正の議論の際に強い影響を及ぼした、伝統的な通説である我妻説は、錯誤が問題となる場面として、①「当事者が争の対象となし、互譲によって決定した事項自体に錯誤あるとき」、②「争の対象となった事項ではなく、この争の対象たる事項の前提乃至基礎として両当事者が予定し、従って、和解に於ても互譲の内容とせられることなく、争も疑もなき事実として予定せられた事項に錯誤あるとき」、③「右二箇の事項以外の点に錯誤のあったとき」の三類型を示した²¹。そして、①類型については、ま

²⁰ 大判大正6年9月18日 民録23輯1342頁。Yが、債権を差し押さえ、転付命令を受け、Xの債権者としてXY間で弁済方法等につき和解契約を締結したが、後日Yの差押え、転付命令は無効でありYは債権者ではなかったことが明らかとなったため、XがYとの和解の錯誤無効を主張した事案において、95条によって判断すべき旨示した。

²¹ 我妻榮「和解と錯誤との関係について」『民法研究VI 債権各論（復刻版）』169頁

さに当該決定事項について和解契約を締結した以上錯誤の主張を認めない一方で、②③の類型については、当該事項に和解の効力が及んでいない以上錯誤の主張が認められる、と分類されてきた。我妻説は、ドイツでは意思表示の錯誤を定める一般的な規定（BGB119）とは別に、BGB779条⁽²²⁾で和解の基礎に関する錯誤の明文規定を設けているため、②類型と③類型を設けて錯誤の影響を受ける場面を区別する必要があるが、日本はドイツと異なり和解の基礎に関する明文規定がないため、②③の類型を区別する必要はないとして、両類型ともに95条を適用して処理すると解している。

これに対し、私見は、高森説の立場に従い上記三つの分類を妥当と解するが、和解契約の際に両当事者が基礎に置いていた事項が真実と異なっていた場合は、錯誤ではなく前提の欠如に基づき無効となると解する⁽²³⁾。高森説の言う前提とは、『『過去又は現在の』事実を確実なものとして契約の基礎に措定し、それに本体的契約の効力を依存せしめるもの⁽²⁴⁾』であり、この前提を「法定前提」と「任意前提」すなわち合意前提に大別する。また、後者の「任意前提」はさらに「客観的前提」と「主観的前提」に区別する。具体的には、保証債務の「付従性」は明文の規定はないが、被担保債権の存在が論理必然であり、被担保債権の不存在や消滅により保証や担保も無効となり消滅したりするのは、前提の欠如により無効ないし失効するためである、と考察し、法定前提に含まれると解する。

これに対し、任意前提のうち「客観的前提」とは、「契約内容から客観的

以下（有斐閣 1985年）（初出 法協 56巻 726頁）。

(22) (試訳) BGB779条 和解の概念、和解の基礎に関する錯誤

(1) 法律関係に関する当事者の紛争又は不明確を双方の譲歩により除去する契約（和解）は、契約の内容上確定したものとして基礎となった事情が事実と合致せず、かつ、紛争又は不明確が事情を知れば生じなかったこととなるときは、無効とする。

(23) 高森説の立場による和解の基礎に関する錯誤については、拙稿「和解の基礎に関する錯誤—債権法改正後における高森説の意義について—」末川民法法研究 11号 77頁（2024年）参照。

(24) 高森八四郎「錯誤と『前提』理論について」高森八四郎先生古希記念論文集『法律行為論の諸相と展開』4頁（法律文化社 2013年）。

に明らかにされる確定的基礎事情²⁵⁾をいい、この客観的前提が欠如した場合、真実を認識していれば、当事者間に争い自体が初めから生じなかったであろうことが、和解契約の内容から論理必然的に導かれる以上、「和解全体が根底から、意味・目的を失い、およそ理解しえない構成物となり、無効とされる以外に適切な効果を考える余地はない²⁶⁾」とする。もう一方の「主観的前提」は、「締結された契約の内容上というのではなく契約締結に先行する事情、締結時の諸事情ないし代金額等から、両当事者がその契約の内容とは直接関係なく、一致して核心的事情を前提する場合²⁷⁾」と分析する。客観的前提の欠如の場合は、和解契約の意味を失い当然に無効となると解するのであり、両当事者の意思解釈に直接的には因らない点で、根本的に主観的前提の欠如とは異なる。つまり、両当事者がもし真実を知っていたならば、そのような内容の和解契約を締結しなかったというだけではなく、そもそも争いが生ぜず、和解そのものがありえない場合には、紛争を止めることを目的として締結された和解契約の意味も失われるため、95条の錯誤規定によらず当然に無効となると解する。これに対し、主観的前提は、両当事者が和解契約に際して一定の事実の存在又は不存在を前提とした場合であるが、客観的前提のようにそれが欠如しても争いそのものは発生する場合である。動機の錯誤が明文化されたことにより、和解契約における動機の錯誤を明文の根拠に基づいて取り消すことが可能となったが、前提の欠如を根拠とすれば表示があったことを擬制する必要はなくなるため、恣意的な判断を防ぐことができる点に意義があると考えられる。

4 本件事案における和解と錯誤の考察

では、仮に Y1 が本件和解契約について錯誤を主張した場合、どのように判断すべきであろうか。Y1 は、X 代表者らは、本件和解契約締結に向けた

²⁵⁾ 高森 前掲注 (24) 12 頁。

²⁶⁾ 高森八四郎『法律行為論の研究』122 頁（関西大学出版部 1991 年）。

²⁷⁾ 高森 前掲注 (24) 14 頁。

協議において、a社に貸し付けた金額が500万円であることを告げず、a社がXから1850万円全額を詐取したものであるかのようにY1に説明したと述べており、また判決でも「X代表者は、Y1に対し、Bに貸し付けた金額は1850万円であると説明したものの、そのうちa社の口座に入金された金額は500万円である旨は説明しなかったと認められる。」と認定している。よって、Y1も、Y2と同様に動機の錯誤を主張できるのではないかと考える。つまり、上述の和解と錯誤の類型にあてはめてみると、本件Y1は、Xからa社に対して全額入金されていることを基礎として和解契約を締結しているが、その事実が真実に反していたのであり、本件和解契約についてY1の動機の錯誤が問題となり得ると考える。そして、a社にXから全額入金されていたか否か、すなわち支払金額については和解契約の争点となっておらず、したがって和解契約の効力が及んでいないため、錯誤の主張は可能であるといえる。加えて、2項の表示要件が問題となるが、前述のとおり表示の有無は客観的状況から規範的に解釈すべきと解されるため、Xに対して、Y1がXから入金されたa社の債務を支払うつもりであることは表示されていたと考える。

なお、XもY1も、a社が弁済義務を負っていることを前提に和解契約を締結しているが、仮に本件消費貸借契約について、a社に対する入金がないことを理由として1350万円分について無効となると解するのであれば、Xはその分についての債権者ではなくなる。したがって、上述の高森説の見解に従えば、債権者ではない者との債務の支払いに関する和解契約はそもそも成立せず、当該和解契約は当該部分について論理必然的に和解する意味を失い、当然に無効となると解される。本事案では、XとBとの①、②の貸付合意の際に、a社を債務者とする合意がなされていたか不明であり、1350万円についてはB名義の口座に入金されていたうえ、当該貸付はBが代表取締役を退任した後に半年ほどの間になされていた。それにもかかわらず、判決では「貸付けの全てにBが関与していることに加え、a社がXとの間で

上記の各貸付金合計1850万円の全てをa社が借り入れたこととして本件消費貸借契約を締結していることからすると、上記の各貸付金は、いずれもa社と無関係の借入れであったとは考え難い」と認定し、a社に対する入金がなされていないことを認めつつも、本件消費貸借契約を準消費貸借契約のように判断して有効としている。本件和解契約は金額で互譲したわけではなく、金額についてa社の債権者であることを前提としていた。したがって仮に、本件消費貸借契約が一部無効となるのであれば、私見によれば95条を適用せず、上述の客観的前提の欠如を理由として和解契約の効力が無効になるのであり、この点について詳細な検討が必要であったと考える。

Ⅳ おわりに

本稿では、本判決が2020年債権法改正後に示された動機の錯誤の事案であり、とりわけ95条2項の表示要件を具体的に適用したことに着目し、改正に際してなされた議論を踏まえてその妥当性を検討した。Y1の和解契約上の債務を保証したY2は、Xからa社への入金が全額なされていることを基礎として意思表示をしていたことに基づいて95条1項2号の錯誤を主張し、判決ではこれを認めつつも、上述のとおり、「表示されていた」という要件を形式的に適用して2項の要件を満たしていないと判断して錯誤の主張を認めなかった。この点については、従来判例で示されてきた黙示的な表示、また、議論の際に述べられていた規範的な解釈による検討が示されておらず、問題があると考えられる。

また、Y1については錯誤の主張はなされなかったが、Y2の締結した保証契約の前提となっていたXとY1間との和解契約についても、動機の錯誤が問題となり得る事案であったと考える。Y1が、Xとの和解契約の効力を否定するために、詐欺・強迫、また解除や公序良俗違反などの一般条項まで様々主張した背景には、Xからの貸付金がB個人の口座に振り込まれているこ

とを知らず、すべて a 社に振り込まれていると思っていたこと、貸付合意をした当事者である B も和解契約を締結し、Y1 と同じように債務を負担すると思っていたところ、B 自身は契約しておらず、Y1 としては騙されたともいえる状態となっていたことがある。特に、a 社が X に対して弁済の義務があると考えて会社取締役として和解契約を締結したと考えられる以上、仮に Y1 が錯誤を主張するならば、a 社に対して X が 1850 万円全額を入金しているという事情を基礎としていたが、その認識が真実に反しており、またその事情を基礎として Y1 が和解契約を X と締結していることは、当然 X も認識していたといえるため、2 項の表示要件を満たすと考えられる。また、X は a 社に対して全額を入金しておらず、仮にこのことから X と a 社間の消費貸借契約のうち 1350 万円について X は a 社の債権者ではないとするならば、私見によれば和解の基礎に関する錯誤があり、客観的前提の欠如により無効となる事案であったと解される。すなわち、債権者ではない者との間での当該債権に関する和解契約は、和解の意味を論理必然的に失うことになり当然無効となるため、95 条の錯誤規定によらず客観的前提の欠如によってその効力が消滅すると考える。

本判決では、95 条 1 項 2 号の錯誤とその表示要件について適用されたが、「表示されていたとき」といえるか否かの判断に疑問が生じる事案であった。また、私見によれば、X と a 社との間で締結された本件消費貸借契約の解釈によっては、Y1 が錯誤の主張をしていなかったとしても客観的前提の欠如により本件和解契約の効力が失われると解することができた事案でもあり、和解契約の前提となる消費貸借契約の有効性についての判断について、詳細な検討が必要であったと考える。

以上

参考文献

大中有信「法律行為の基礎錯誤と錯誤要件論」『債権法改正と民法学 I』（商事法務

2018年)

佐久間毅『民法の基礎1 総則 [第5版]』（有斐閣 2020年）

森田修『「債権法改正」の文脈 新旧両規定の架橋のために』（有斐閣 2020年）

